

## 令和6年1月16日亀岡市教育委員会会議録

- 1 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時10分

### 2 出席委員

神 先 宏 彰 教育長  
北 村 真 也 教育長職務代理者  
末 永 礼 子 委 員  
出 藏 裕 子 委 員  
秋 山 伸 夫 委 員  
松 浦 千 弘 委 員  
野々村 誠 一 委 員

### 3 欠席委員

なし

### 4 出席事務局職員

森 岡 浩 之 教育部長  
川 口 雅 彦 次長兼総括指導主事  
阿比留 綾 教育総務課長  
今 西 恵 一 学校教育課長  
樋 口 竜 次 社会教育課長  
宮 本 かおり 社会教育課人権教育担当課長  
岡 田 康 宏 歴史文化財課長兼文化資料館長  
岩 崎 盛 雄 学校給食センター所長  
小 川 博 久 図書館長  
谷 口 正 二 みらい教育リサーチセンター所長  
榎 本 祐 輔 教育総務課総務係長

### 5 傍聴者

なし

### 6 議事の概要

#### (1) 開会

○教育長が開会を宣言。

#### (2) 教育委員会委員就任あいさつ

令和6年1月1日付けで今回新たに野々村誠一委員が就任された。任期は4年であり、令和9年12月31日までとなる。

- ・野々村委員から就任にあたり、あいさつがあった。

(3) 前回会議録の承認

令和5年12月19日に開催した定例会の会議録を確認し、承認した。

(4) 教育長からの報告

- 教育長から以下の報告があった。

◎亀岡市関係

- ・ 亀岡市セーフコミュニティ国内認証に係る認証式・祝賀会に出席した。
- ・ 亀岡市学校給食懇話会を今年度立ち上げ議論いただいておりますがおまとめいただき、この度、教育長に提言書が提出された。
- ・ 仕事始めの式が1月4日に市民ホールで行われた。
- ・ 令和6年1月1日付けで、新たに野々村誠一様を教育委員会委員としてお世話になることとなり、1月4日に辞令交付式が執り行われた。
- ・ 亀岡商工会議所が主催で新春年賀交歓会がガレリアかめおかで行われ、出席した。
- ・ 校園長会議を開催した。教職員人事に係ること、当初予算に係ること、次年度により形で学校運営を繋いでいくこと等の指示を行った。
- ・ 令和6年亀岡市消防出初式が4年振りに亀岡小学校で開催をされ、出席した。式典後は、市内のパレード、恒例の南郷公園での消防団による放水も行われた。
- ・ 令和6年1月8日には、令和6年亀岡市はたちの会を開催した。当日は、早朝より雪も降り、天候も少し心配されたが式典中は晴れ間も見えてきてよかった。今年度も実行委員が中心となって進めてくれ、たいへんよい式典となった。
- ・ 亀岡市老人クラブ連合会新春会長・役員会が開催をされ、祝辞を述べた。参加者には93歳の方もおられ、こちら元気をいただいた。
- ・ 亀岡市PTA連絡協議会研究大会が3年振りに対面での開催となり、祝辞を述べた。
- ・ 亀岡市障害児者を守る協議会主催で「はたちの集い・新年を祝う会」が開催された。新聞にも記事が掲載されていたが、6の方が二十歳となられ、自身の言葉で決意をしっかりと述べられていた。
- ・ 東部文化センター・児童館竣工感謝式典が開催された。建設され50年を経過していたということであるが、素晴らしい建物となっていた。地域の方々、また多くの子どもたちが集う拠点の施設に更になっていくと感じられた。

(5) 議 事

議案番号	件 名
第12号議案	市長部局への移管について

第13号議案	亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の原案決定について
第14号議案	令和6年度使用教科用図書（特別支援学級用）の採択について
第15号議案	亀岡市社会教育委員の委嘱について
第16号議案	亀岡市七谷川野外活動センターの指定管理者指定に係る原案決定について

○第12号議案について歴史文化課長が議案説明を行った。

第12号議案については、歴史文化財課及び教育機関である文化資料館を市長部局へ移管することについて、御審議いただきたい。亀岡市長から令和6年1月11日付けで「亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う意見聴取について」の文書が教育委員会へ提出されており、教育委員会委員みなさまの意見を伺いたいと考えている。

これまで、総合教育会議、教育委員協議会等で協議する中での御意見としては、現在行っている文化財保護や調査研究と併せて、まちづくり分野や観光といった行政分野の施策と一体的に文化財の活用に取り組むことで、より多くの人の目に触れて文化の醸成につながっていくことが期待できるので、市長部局への移管は有効である。との御意見や、100年、200年先の未来を見据えて文化財の保存や維持、継承に取り組むためには、教育分野としての関わりを持ちながらも、文化芸術分野やまちづくり分野を含め、より多様性を持った総合的な組織体制で進めていく方が良い。という御意見、文化施設や博物館施設の活用・充実を図るうえでも、観光やまちづくり分野と切り離して考えることは難しく、新資料館の整備時期を考慮すると、当該事務を市長部局へ移管するには今が良いタイミングである。という御意見、また、資料館の役割や機能が多様化するほど、教育という枠組みだけで考えるには限界があることから、市全体という大きな枠組みで考えていくことは合理的であり良い方向性である。との御意見をいただいていた。

一方で、移管した場合の検討課題等に関する御意見としては、文化施設や博物館施設と、学校教育との連携や社会教育における役割を引き続き果たしていけるよう、教育委員会や社会教育委員会との連携を安定して維持できる仕組みづくりが重要である。という御意見や教育委員会所管施設として資料館が蓄積してきた貴重な経験や知恵を確実に引き継いでいける仕組みづくりが必要である。という御意見、また、新資料館に関しては、展示内容だけではなく、それを支える収蔵庫などのバックヤードにあたる部分も同様に大切であり、移管にあたってないがしろにされるようなことがあってはならない。といった御意見があった。

以上のことを踏まえる中で、更なる御意見、また議案についての御審議をお願いしたい。

○説明を受け、委員から次の質問・意見があった。

神先教育長 事務局説明を受け、本日は2点お諮りしたい。まず、これまでに委員から御意見は頂戴してきたが、再度、改めての御意見はあるか。これまでと同様の部分でも構わないがどうか。

出藏委員 今回、市長部局へ職務権限を移管するとのことであったが、現在の歴史文化財課が何の変更もなく移るという認識でよいか。

岡田歴史文化財課長 今回移管するとなれば、関連する条例として、亀岡市部設置条例についても一部改正することになる。内容については、市長部局の所管であるが、今回の改正は、現在の歴史文化財課の事務を移管するものであり、歴史文化財課という形で移っていくと断言できるものではない。

出藏委員 文化・歴史という観点では、第2次亀岡市教育振興計画の策定の際も議論を重ねてきており、教育委員会の中で今後においても大事にしていきたいところである。移管後もよりよい形で連携が図れるようお願いをしたい。

末永委員 総合教育会議、教育委員協議会でこれまでも議論を重ねてきた通り、基本的には市長部局への移管については、概ねそのような形がよいのではないかと考える。先ほどの発言の中にもあったが、学校教育・社会教育という部分で今後そこをどう担保していくか、その仕組みをどう作るのか、というところがポイントだと思う。

北村教育長職務代理者 私としてもこれまでの委員の意見と同じである。歴史文化財課及び文化資料館の業務においては、表と裏、すなわち華々しい商業的な部分と、バックヤードで行う地味な作業とがあると思っている。今回の移管により、やはりその地味な作業、教育的な要素がないがしろにならないように、仕組みづくりをどうしていくか、システム的な部分を見える化をしていく、ここが教育委員会からの意見であると考えている。それも、こういった部分については、移管後、市長部局側が考えることなのか、移管までに教育委員会で協議を行い、決めていくのかというところがわかれば、先ほどお話しした教育的要素がないがしろになるのではないかと危惧している私たちの思いが少し払拭できると考える。全体的な組織・機構との兼ね合いもあるだろうが、そういったところも伝えていただければと思う。

神先教育長 委員のみなさまに意見等を伺ってきたが、やはり移管にあたっては、いかに繋ぎをよい形にしていくかがポイントであ

るとお話をいただいた。そこは、しっかりと伝えていきたい。概ね意見が出尽くしたが、今回の意見も踏まえ、教育委員会からの意見という形でまとめさせていただいてもよいか。

(異議なし)

神 先 教 育 長 引き続き、今回の議案について、お諮りした。市長から提案のあった条例制定に同意をいただけるか。

(全員、同意)

神 先 教 育 長 全員、同意ということで議決させていただく。そのほか、事務局から何か補足事項はあるか。

岡田歴史文化財課長 今回の意見の内容も含め、議事録という形でまとめ、市長に提出をすることを御了承いただきたい。また、関連条例・規則の改正も行っていくこととなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項には先に同意をいただいた「亀岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定について議会が議決する前に、地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと定められている。今回の条例案については、2月7日再開予定の令和6年2月特別議会において審議されるものであるが、議案提出後、議会から教育委員会に対して意見照会がなされ、回答が必要となる。

神 先 教 育 長 2月7日に臨時の教育委員会が開催可能か、議会日程はどうか。

森岡教育部長 例年、2月の特別議会は慣例的にも1日の日程でありまた、審議状況によって時間も不定となっている。

神 先 教 育 長 1日の会期で時間も不定ということでは、委員の方々に集まっていただくことは難しいと考えるので、何かよい形はないか。

森岡教育部長 一つの提案ではあるが、市議会からの意見照会に対する回答については、教育委員会を代表して教育長に対応願うという方法もあるかと思う。

神 先 教 育 長 私に一任するということか。

森岡教育部長 会期が1日ということであればそれが現実的かと思う。

神 先 教 育 長 本来であれば、臨時の教育委員会を開催すべきところであるが、本日議決した内容と意見を同様に回答するというを前提に議会当日の対応は私に一任いただくこと

かどうか。

(異議なし)

神先教育長 では、私に対応し後日報告することとする。第12号議案については以上とする。

第12号議案について、原案どおり承認した。

○第13号議案について教育総務課長が議案説明を行った。

第13号議案は、令和6年4月1日から新たに育親学園が開校することに伴い、亀岡市立学校施設使用条例の中に明記している本梅小学校、畑野小学校、青野小学校、育親中学校の学校名を削除し、義務教育学校として育親学園を明記するものである。また、亀岡小学校及び安詳小学校の小体育館に設置している冷暖房設備を使用できることとし、その使用料、使用期間を新たに定めることとする。この条例の施行日は、令和6年4月1日からとするものである。

第13号議案について、原案通り承認した。

○第14号議案について学校教育課長が議案説明を行った。

第14号議案は、学校教育法附則第9条の規定により、令和6年度に東別院小学校5年生が特別支援学級で使用しようとする一般図書について、教科用図書として採択を求めるものである。令和5年8月22日開催の教育委員会において、第6号議案で既に議決いただいていたところではあるが、在庫不足により購入が困難なため、新たに今回議案として提出を行った。

第14号議案について、原案通り承認した。

○第15号議案について社会教育課長が議案説明を行った。

第15号議案は、令和5年12月31日付けで亀岡市社会教育委員を解嘱された野々村誠一氏に代わり、私立幼稚園協会から御推薦をいただき、新たな亀岡市社会教育委員として篠村幼稚園園長の大橋洋子氏を候補者とするものである。任期については、令和6年2月1日から令和6年6月30日までとする。

第15号議案について、原案通り承認した。

○第16号議案について社会教育課長が議案説明を行った。

第16号議案は、七谷川野外活動センターの指定管理者指定が令和6年3月31日で終了するため、亀岡市指定管理者選定委員会において厳正なる慎重審査が行われ、引き続き千歳町自治会が指定された。地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会に諮るものであるため、教育委員会において原案決定をいただきたい。なお、新たな指定期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までである。

○説明を受け、委員から次の意見があった。

秋山委員 地元の自治会が指定管理者となることに関しては、何の異論もないが、審議の際、どういったことでその団体がいいのか悪いのか数字や資料を示していただかないと判断がつかない。次回からでよいので対応願いたい。

樋口社会教育課長 承知した。次回からそのように対応したいと考える。

第16号議案について、原案通り承認した。

○議案全体について、委員から次の意見があった。

秋山委員 議案説明について、長文また専門的法令等を説明いただく場合があるが、そのような際は説明原稿等があるのであればお示しをいただきたい。文字を見て、審議する際も参考にすることが、こちらとしての理解も進むと考えるので協力をお願いしたい。

阿比留教育総務課長 議案案件について、こちらでも精査をし、お示しが必要なものについては、わかりやすい形での対応を考えていきたい。

## (6) 報告事項

- ①令和5年度卒業式、令和6年度入学式の日程について
- ②サイエンスフレンズ天体観望会について

## (7) 閉会

○教育長が閉会を宣言

以 上

○教育長職務代理者

○委 員

○委 員

○委 員

○委 員

○委 員

○教 育 長

(調整者 教育総務課長 )